

## 小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和4年5月31日(火)午後7時00分～午後7時30分  
場所 小田原市役所 7階 大会議室

### 2 出席者氏名

1 番委員 柳 下 正 祐 (教育長)  
2 番委員 吉 田 眞 理 (教育長職務代理者)  
3 番委員 益 田 麻衣子  
4 番委員 井 上 孝 男  
5 番委員 菱 木 俊 匡

### 3 説明員等氏名

教育部長	飯 田 義 一
文化部長	鈴 木 裕 一
教育部副部長	栢 沼 教 勝
文化部副部長	小 澤 寛 之
教育総務課長	岡 田 夏 十
学校安全課長	内 田 文 明
教育指導課長	中 山 晋
教育相談担当課長	西 村 泰 和
生涯学習課長	田 村 直 美
文化財課長	湯 浅 浩
図書館長	佐 次 安 一
青少年課長	濱 野 智 美
教育総務課副課長 (放課後子ども係長事務取扱)	石 井 浩
学校安全課副課長 (学校施設係長事務取扱)	中津川 博 之
教育指導課副課長 (学事係長事務取扱)	常 盤 敏 伸 (事務局)
教育総務課副課長	加 藤 和 永
教育総務課主査	菊 川 香 織

### 4 報告事項

- (1) 青少年の体験交流事業等について (青少年課)  
(2) 史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会の発足について (文化財課)

### 5 議事日程

日程第1 報告第3号 事務の臨時代理の報告 (令和4年度小田原市一般会計補正予算) について (教育部・文化部)  
日程第2 報告第2号 事務の臨時代理の報告 (専決処分の報告について (事故賠償)) について (教育指導課)

6 報告事項

(3) 学校運営協議会委員の任命について (教育総務課)

7 その他

令和3年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について【資料配布のみ】  
(教育総務課)

8 議事等の概要

(1) 教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は5人で定足数に達しております。

(2) 4月定例会議事録の承認

(3) 議事録署名委員の決定…4番 井上委員、5番 菱木委員に決定

---

○柳下教育長 ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

本日の日程に報告第3号 事務の臨時代理の報告(令和4年度小田原市一般会計補正予算)についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柳下教育長 御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。

それでは、日程に従い、進めてまいります。

---

(4) 報告事項 (1) 青少年の体験交流事業等について (青少年課)

○青少年課長 それでは御説明いたします。お手元の資料1を御覧ください。

はじめに、1指導者養成研修事業でございます。高校生から成人を対象に、青少年指導者として活動するために必要な3つのスキル(アウトドアスキル・コミュニケーションスキル・マネジメントスキル)を身に付けるための実践的な研修の機会として実施しております。今年度は、新たに始まる体験学習に向け、現在、プログラムの調整・検討を進めているところでございます。

なお、資料には事業規模等が分かるように、令和3年度実施時の実績をお載せしています。

次に、2青少年交流事業「チャレンジ アンド トライ」でございます。こちらは、小田原市子ども会連絡協議会が補助事業として行うものでございます。各地区の代表児童に集まってもらい、地域の子ども会活動等のリーダーとして活躍する資質を養ってもらえるような、各種プログラムを行うものでございます。令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止しましたが、本年度は、7月9日土曜日に川東タウンセンターマロニエを会場に実施を予定しています。

裏面にうつりまして、3地域少年リーダー養成講座きらめきロビンフードでございますが、小学5・6年生を対象とし、2泊3日の宿泊体験をメインに研修を予定しております。地域

少年リーダーに必要な自主性、協調性、積極性等を身に付けるため、地域で活躍する大人や青少年と自然のなかで共同生活することで得られる知識や体験等を通して、成長を促す事業となります。

こちらの事業も、令和2年、3年度は事業を中止しましたが、今年度は令和元年度と同様の事業を、十分な感染対策を取った上で実施する予定です。なお、この事業のチラシは、先週末に各小学校へ送らせていただきました。

最後に、4非日常型体験学習事業でございますが、平成22年度から実施していた「あれこれ体験in片浦」が開始から10年を経過したことから事業の見直しを行い、今年度は長野県の大平宿に、7月30日から8月1日までの2泊3日で宿泊体験を実施します。この大平宿は、かまどや囲炉裏の火おこしや調理体験など、昔の生活がそのまま体験できるよう電気と水道だけが残された廃村を保存しているところです。ここで普段とは違う仲間たちと過ごすことで、家庭や学校で体験できない生活体験や自然体験をとおして、豊かな人間性や時代を生き抜く力を育む機会を参加者等に提供する事業です。

こちらの事業につきましては、6月1日付け広報やホームページで周知する他、今週中に各小学校にお配りさせていただく予定です。

以上で、青少年課所管の体験交流事業等の説明を終わらせていただきます。

#### (質疑・意見)

**○益田委員** 今回初めての非日常型体験学習事業ですけれども、電気、水道だけが残された廃村というところで、誰かが指導しないと子供たちが2泊3日過ごせないと思いますが、どういう方々が指導する予定になっているのでしょうか。

**○青少年課長** 5月21日に、サポーターということで、市の職員だけではなくて、小田原自然学校という形で指導者を養成しておりましたが、そちらの有志の方、青少年育成委員の皆さん、ジュニアリーダーの方の中から有志を募集して、一緒に参加をしていただきました。グループに2人から3人の大人がついて、それぞれ古民家のような建物が何棟かあるので、それぞれについて指導する形になっています。向こうにいる施設管理の観光公社職員も常駐しておりますので、一緒に子供たちの指導に当たっていただく予定となっております。

**○菱木委員** こういう廃村なので、周りに人が住んでいないと思います。けがや蜂に刺された時等どのように対応をするのか決まっているのでしょうか。以前、小田原市は非日常体験として少年少女オーシャンクルーズを毎年実施していましたが、その時は医師会が医師や看護師に依頼して医者、看護師がクルーズ船に乗船する体制になっていましたが、今回はどのように対応するのでしょうか。

**○青少年課長** 御心配のとおり、市街地から離れているところにありまして、観光公社の担当職員に先日確認したところですが、万が一救急車を呼ばなければならない大きなけがですとか病気になりますと、道が狭いので救急車が入ってこられないところだそうです。その場合は観光公社の職員が上から車を出して、それから救急車に乗せ換えるという形になるそうですが、実際にはそういったケースは1件もないそうです。

(その他質疑・意見等なし)

**○柳下教育長** 以上で、青少年課が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係者以外退席)

(5) 報告事項 (2) 史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会の発足について

(文化財課)

**○文化財課長** それでは、御説明いたします。資料2を御覧ください。

この件につきましては、本年3月に史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を改正する規則として議題を提出させていただいた部会が動き始めたということになります。

はじめに1の検討の目的ですが、史跡小田原城跡御用米曲輪で発見された全国的にも特異な庭園などを伴う、戦国時代の遺構の修景整備を行うにあたり、専門的な知見を得るために設置したものでございます。

2の史跡小田原城跡保存活用計画上の位置づけは上記のとおりです。3の検討部会の設置ですが、御議論いただいたとおり、史跡小田原城跡調査・整備委員会の下部組織として設置します。部会員は、5名から構成され、女性は建築史を御専門とする先生を1名指名しております。

4の検討部会での主な検討内容としまして、屋敷空間としての御用米曲輪の把握を目的として、追加発掘調査の規模と方法、切石敷き遺構や池跡からなる庭園遺構の復元方法、建物遺構の表示方法、給排水方法などを予定しています。

5の年次計画は表記のとおりで、令和9年度頃には整備工事を開始する予定であります。

6の部会の設置期間につきましては、戦国期整備範囲の工事が完了するまでとします。

以上で、説明を終わります。

(質疑・意見等なし)

(6) 日程第1 報告第3号 事務の臨時代理の報告(令和4年度小田原市一般会計補正予算)について (教育部・文化部)

**○教育部副部長** それでは御説明いたします。

市議会6月定例会に提出する補正予算について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

私からは、教育部所管分について御説明しますので、議案書をおめくりいただき、資料1ページ「令和4年度小田原市一般会計補正予算概要」を御覧ください。

はじめに、歳出の1段目「奨学基金積立金」につきましては、市内小中学校の卒業生で、東京都在住の斎藤由則様から、経済的な理由により、子供の就学の費用負担が大きい家庭の支援に役立ててもらいたいとの趣旨で令和4年3月に5万円の御寄附をいただきましたので、これを財源に、奨学基金積立金を計上したものでございます。

歳出の2段目、「資材倉庫等物品運搬委託料」につきましては、老朽化した学校給食センターの建て替えに当たり、建設予定地にある上下水道局第三水源地資材倉庫及び資材置場を移転することに伴い、当該資材倉庫等の物品運搬に係る経費1千320万円を計上するものです。

以上で、教育部所管の説明を終わらせていただきます。

**○文化部副部長** それでは、文化部所管について私から御説明申し上げます。

なお、歳入につきましては、関連する歳出のところで併せて御説明します。

それでは1ページをお開きください。3段目の(目)生涯学習センター費 生涯学習の振興の「地区公民館建設費補助金」についてですが、2ページの資料「地区公民館支援事業(コミュニティ助成事業)」を併せて御覧ください。

この事業は、酒匂・小八幡地区自治会連合公民館の新設に係る事業費の一部を補助するものです。財源は、一般財団法人自治総合センターの令和4年度コミュニティ助成事業のコミュニティセンター助成事業助成金の交付決定をいただきましたので、助成事業の申請者である小田原市で歳入したのち、当該公民館を管理する酒匂・小八幡地区自治会連合会に補助金を交付するものでございます。

次に、(目)図書館費 歴史まちづくりの推進の「庭園整備基本計画策定等委託料」についてですが、3ページの資料「小田原文学館整備活用事業(小田原文学館庭園整備基本計画策定等業務)」を併せて御覧ください。

この事業は、国登録有形文化財及び歴史的風致形成建造物に指定されている小田原文学館にふさわしい庭園を形成するため、庭園整備基本計画策定等を行うものであります。

事業費につきましては、国の「社会資本整備総合交付金」を財源に計上したものでございます。

次に、(目)郷土文化館費 郷土についての学びの推進の「デジタルミュージアム創設委託料」についてですが、4ページの資料「デジタルミュージアム創設事業」を併せて御覧ください。

この事業は、市が有する歴史的・文化的資料の高精細デジタルレプリカ等を作成し、郷土文化館所蔵資料をはじめとする資料を小田原市デジタルミュージアムとしてインターネット上で広く公開するもので、歴史、文化に触れる機会・場を提供することで、市民の生涯学習活動に資するとともに、歴史と文化の次世代継承や学校教育・観光振興につなげることを目的としております。

予算の主な内訳は、デジタルミュージアムの構築及び所蔵資料等のデジタル化作業にかかる委託料、撮影機材等の備品購入費、並びにシステムの使用料等を計上したものでございます。

なお、デジタルミュージアム創設業務委託の事業者につきましては、プロポーザル方式での選定を行う予定でございます。

この事業は、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に実施するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

**○柳下教育長** 以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係者以外退席)

(7) 日程第2 報告第2号 事務の臨時代理の報告(専決処分の報告について(事故賠償))について (教育指導課)

**○教育相談担当課長** それでは、御説明いたします。報告第2号を御覧ください。

市議会5月臨時会に提出した専決処分の報告について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

議案書をおめくりください。本件につきましては、令和4年2月25日午後1時30分頃、教育指導課会計年度任用職員が訪問先において公用車を駐車するために後進させたところ、隣接する市内飯泉1191番地の1の相手方が所有するブロック塀に接触し、これを破損させたことに対し、市の過失割合は10割で、10万7519円を損害賠償額と定めたものであります。

なお、本件は令和4年4月28日に市長が専決処分をいたしましたので、5月24日開会の市議会5月臨時会に報告いたしました。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(8) 報告事項(3) 学校運営協議会委員の任命について (教育総務課)

**○教育総務課長** それでは、御説明いたします。資料3を御覧ください。

学校運営協議会につきましては、教育委員会の所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として設置されるもので、その委員につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5第2項の規定に基づき、対象学校の所在する地域の住民、対象学校在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の中から、教育委員会が任命することとされております。

また、同条第3項の規定により、対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができることとされており、従来より、各学校長から推薦を受けて任命することとしております。

このたび、市立小学校 25 校及び中学校 4 校の各学校長から、資料に記載の 341 名について推薦を受けましたので、令和 4 年 4 月 1 日付けで委員を委嘱したものでございます。なお、3 ページの久野小学校委員 1 名が未定となっておりますが、現在調整中との連絡を受けております。

今年度は新たに、城南中学校、酒匂中学校、及び国府津中学校に学校運営協議会が設置されますが、国府津中学校につきましては、2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合に、2 以上の学校に 1 の学校運営協議会を置くことができるとする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 1 項」ただし書の規定に基づき、国府津小学校と合同で、「国府津地区学校運営協議会」を置くものでございます。

なお、学校運営協議会の委員の任免につきましては、平成 31 年 4 月 1 日以降、教育委員会の議決事項ではなく、教育長の専決事項としておりますが、これまでもたびたび委員の人選等について定例会や事務の点検・評価の場等で御意見をいただいておりますことから、報告事項とさせていただくものでございます。

説明は、以上でございます。

(質疑・意見等なし)

**○柳下教育長** 次に、その他といたしまして「令和 3 年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について」は、資料配布のみとさせていただきますので、御了承ください。

(9) その他

**○井上委員** 昨日、新玉小学校の児童が水泳の授業を神奈中スイミングで実施されましたので見学させていただきました。神奈中スイミングの方、学校長、職員から話を伺いまして、先生方が全てこなしてきたことを水泳指導、評価、安全面の配慮など分担してできるといことで、心理的な余裕ができ、子供たちを良く見てあげられるといことで、非常にいいなと。子供もたちも楽しそうに授業を受けていて民間施設利用はありだなと思いました。

ただ、位置的な条件もあるし、新玉小学校は施設修理というところからこのような考えが出てきたと思います。小田原市の施設やプールは老朽化しているので、この先そういうことも考えられると思うのです。今回は新玉小学校でしたけど、この先をどうするか、計画や方向性がどの程度あるのかということと、ただ単に、プールを閉鎖するということでは地域の子供たちが夏休みにプール利用する中、今まで使えていた子が使えないなどの影響があると思うのです。これがいいからと言ってすぐにはできないと思いますが、実証実験などいろいろな学校で実施していくと思いますが、計画はどうなっているのか教えてください。

**○教育総務課長** 新玉小学校のスイミングスクールを利用した授業についてのお話がありました。方向性は始まったばかりで、今後、小学校 1 年生から 6 年生まで実施しますので、

終わった段階で、授業を受けた子供と教職員からアンケートを取って、事後検証することを考えております。

その結果で、民間との連携もありますが、それぞれの位置的な問題もあるので、プールの老朽化も進んでいるので、どうかたちでプールの授業をするかということを実証実験の結果をもとに検討していきたい。その段階ですので、長期計画は立てておりませんが、アンケートで方向性が見えてくるのかなと思います。

**○柳下教育長** 私も本日見学しました。水泳は水に慣れる、もぐる、浮く、泳ぐという段階がありますが、それぞれの子に応じて、グループに分かれインストラクターから指導を受けておりましたが、非常に的確で、子供の充実した活動が見られたということを報告しておきます。

## 9 教育長閉会宣言

令和4年6月24日

教 育 長

署名委員（井上委員）

署名委員（菱木委員）